

## もしものときのための予備知識

ファイナンシャル・プランナー 江原 さとみ

銀行などの金融機関は、その口座を持っている人が亡くなったと認識した時点で口座を凍結してしまいます。口座が凍結してしまうと、例えば妻や子供であってもその銀行口座からはお金をおろすことはできません。

今回は、一家の大黒柱が亡くなったときに必要な手続きや注意点についてご紹介します。

Q 主人が亡くなった場合、生活費を引き出している主人名義の銀行口座からお金を引き出せなくなってしまうと聞きました。その場合お葬式の費用や当面の生活費はどうなるのでしょうか？

A 金融機関が亡くなった人の口座を凍結するのは、その人が死亡した時点で口座の中の「資産」が「遺産」となり、相続人全員で共有するものとなってしまったため。こうなってしまうと相続が終了するまでお金を引き出すことはできません。口座凍結の前に預金を全額おろしておくといった行動は、相続時のトラブルを防ぐためにも避けたほうがよいです。

人が亡くなった場合、まず必要となってくるのが「お葬式代」や「入院費用」です。東京都生活文化局の「葬儀にかかわる費用等調査報告書」（平成14年3月）では、葬儀費用に約350万円にかかるという調査結果がでています。地域や様式などによって差もありますが、かなりの金額がかかってしまうことは確かです。では、こういったお金をどうやって準備すればよいのでしょうか？

まず、時間はかかりますが、銀行に必要書類を出すことで相続の手続きが終わる前に一定額の金額を故人の口座から引き落とすことは可能です。

銀行によりますが、

- ① 故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本または除籍謄本
- ② 法定相続人全員の戸籍謄本
- ③ 法定相続人全員の印鑑証明
- ④ 葬儀社が発行した見積書や請求書

などが必要となる書類です。①の故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本や除籍謄本は、法定相続人を確定するために必要となります。

これらの書類は金融機関で相続の手続きをするためにも必要です。手続きの際には原本を返却してもらい、複数の金融機関で使用できるようにしましょう。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

ただ、これだけの書類を揃えるのはかなり大変です。特に、①で必要となる戸籍謄本や除籍謄本は、結婚すると戸籍が別に編纂されるため、現在の戸籍謄本には結婚してから除籍までの情報しか記載されていません。その場合、更に遡って戸籍を取得しなければなりません。本籍地が住んでいる場所から遠い場合は、郵送で取り寄せることができますので、該当する市区町村に問い合わせてみましょう。その際には、「相続に必要なので、生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本が欲しい」と問い合わせると、スムーズにお話しできるかと思えます。

また、費用はかかりますが、戸籍謄本の取得代行をしている行政書士事務所に依頼することで時間や手間を省くことができます。

これらのことを知らずに「戸籍謄本を揃えるために何日もかかった・・・」と、心身共に疲れてしまう遺族の方も多くいらっしゃいます。

このように、相続の手続きが終わる前に銀行口座からお金を下ろすことはできますが、それでも書類を揃えて手続きをするにはかなり時間がかかります。そのためにも、残された家族が生活していけるように普段から奥様名義で数ヶ月分の生活費分の貯蓄をしておくなどの準備が必要です。

また、生命保険に加入し、葬儀費用や生活費に充てることも手段の一つです。生命保険の死亡保険金は、書類に不備等がなければ、生命保険会社に書類が届いた翌日から約款に定める所定の日数（一般的に5～7日）以内に死亡保険金を受け取ることができます。いざというときに困らないよう、加入している生命保険会社の連絡先・担当者・保険内容をあらかじめ家族が把握しておくことが重要です。

最後に、注意していただきたいのは、銀行口座が凍結してしまうと公共料金などの引き落としができなくなります。そのためできるだけ早くこれらの引き落とし口座の名義を変更しなければなりません。生活費のための銀行口座は、水道や電気料金、家賃などだけでなく、クレジットカードの引き落としなどに使われていることもあるので注意をしてください。

ご主人にもしものことがあった時、残されたご家族は精神的にも身体的にもつらい状況になってしまいます。少しでもご家族の負担や不安を軽くするために、普段から準備しておくことが肝心です。まずは家族で相談し、もしものときのための準備を始めてみてはいかがでしょうか。